

Ⅲ 福 祉

1. 社会福祉関係指標

福祉の所管区域は、下新川郡(入善町、朝日町)の2町であり、社会福祉関係指標は次のとおりである。

区 分		入善町	朝日町	管内計(A)	富山県(B)	(A)/(B)(%)		
世 帯 数		(R6年度 月平均)	8,575	4,177	12,752	412,385	3.1	
人 口 (人)			21,996	9,963	31,959	996,147	3.2	
生活 保護	世 帯 数	(R6年度 月平均)	35	28	63	3,692	1.7	
	人 数		37	30	67	4,259	1.6	
	保 護 率(%)		1.66	2.99	2.07	4.31	/	
児 童 福 祉	保 育 所	箇 所 数	(R7.4.1)	6	3	9	146	6.2
		入 所 者 数		446	141	587	7,675	7.6
	型 幼 認 保 定 連 こ 携 園	箇 所 数	(R7.4.1)	-	-	-	137	-
		入 所 者 数		4	-	4	14,943	0.0
	児 童 館 数		(R7.4.1)	1	1	2	46	4.3
	放 課 後 児 童 ク ラ ブ	ク ラ ブ 数	(R7.3.31)	6	1	7	300	2.3
		加 入 者 数		295	53	348	13,848	2.5
	母 親 ク ラ ブ	ク ラ ブ 数	(R7.4.1)	-	-	-	30	-
		加 入 者 数		-	-	-	1,349	-
	老 人 福 祉	老 人 ホ ー ム 入 所 者	養 護 老 人 ホ ー ム	(R7.4.1)	-	-	-	/
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム			(R7.4.1)	221	175	396	5,966	6.6
老 人 ク ラ ブ		ク ラ ブ 数	(R7.3.31)	30	19	49	1,439	3.4
		加 入 者 数		2,406	1,436	3,842	103,447	3.7
知 的 障 害 者 福 祉	療 育 手 帳 所 持 者 数		(R7.3.31)	217	128	345	9,110	3.8
	施 設 入 所 者 数			31	15	46	/	/
身 体 障 害 者 福 祉	身 体 障 害 者 数		(R7.3.31)	1,257	711	1,968	41,349	4.8
	施 設 入 所 者 数		(R7.3.31)	4	2	6	/	/
	特 別 障 害 者 手 当 等 受 給 者	特 別 障 害 者 手 当	(R7.3.31)	12	8	20	827	2.4
		障 害 児 福 祉 手 当		2	1	3	364	0.8
		経 過 的 福 祉 手 当		1	-	1	9	11.1
民 生 委 員 等	民 生 ・ 児 童 委 員		(R7.4.1)	69	55	124	2,296	5.4
	主 任 児 童 委 員			3	3	6	270	2.2

2. 生活保護

(1) 保護の動向

管内の被保護世帯及び被保護人員は、令和6年度(月平均)には、被保護世帯63世帯、被保護人員67人であった。また、保護率は2.07%で、富山市を含む県平均の4.31%を下回っている。

(2) 世帯類型別被保護世帯の状況

令和6年度に保護を受けた世帯を世帯類型別にみると、高齢者世帯55.6%、傷病・障害者世帯27.0%、母子世帯1.6%、その他世帯15.9%となっており、高齢者世帯、傷病・障害者世帯で全体の82.6%を占めている。また、世帯人員では単身世帯が93.7%と高率となっている。

(3) 保護の開始、廃止状況

令和6年度の保護開始・廃止状況をみると、開始が7件で、その理由は、世帯主の傷病等によるものが4件、働きによる収入の減少・喪失によるものが3件となっている。また、廃止は死亡・転出・失踪によるものが3件となっている。

(4) 生活保護費の状況

生活保護費の支出は、事務所支出が約51,408千円(昨年度約45,535千円)、その内容は生活扶助が59.9%、施設事務費が23.4%、住宅扶助が15.7%等となっている。

(5) 運営と対策

保護の長期化、被保護者の単身・高齢化、地域の特徴等の管内の保護動向を踏まえ、訪問活動や収入・資産等の調査・活用など被保護者の状況を的確に把握し、適切な援助指導に取り組んでいる。また、福祉資源の活用、関係機関との連携など援助の充実・適正化を図るとともに、被保護者の自立助長の促進に努めている。

保護の推移(月平均)

区 分		H2	H12	R元	R2	R3	R4	R5	R6	
被 保 護 世 帯	実数	86	71	55	57	60	63	63	63	
	指数	100.0	100.0	64.0	66.3	69.8	73.3	73.3	73.3	
被 保 護 人 員	実数	136	86	57	61	67	69	66	67	
	指数	100.0	100.0	41.9	44.9	49.3	50.7	48.5	49.3	
保 護 率 (%)	管内	2.48	1.68	1.62	1.77	1.94	2.06	2.04	2.07	
	県	2.51	1.82	3.56	3.70	3.94	4.14	4.23	4.31	
扶 助 別 人 員	生 活 扶 助	実数	109	66	47	51	57	59	59	60
		指数	100.0	100.0	43.1	46.8	52.3	54.1	54.1	55.0
	住 宅 扶 助	実数	56	31	33	35	40	39	39	42
		指数	100.0	100.0	58.9	62.5	71.4	69.6	69.6	75.0
	教 育 扶 助	実数	12	5	—	—	—	—	—	1
		指数	100.0	100.0	—	—	—	—	—	8.3
	介 護 扶 助	実数	—	6	13	13	13	13	11	12
		指数	—	—	—	—	—	—	—	—
	医 療 扶 助	実数	106	64	54	57	59	60	60	58
		指数	100.0	100.0	50.9	53.8	55.7	56.6	56.6	54.7
	その他の扶助延べ件数		10	—	—	1	2	—	—	—

- (注) 1) 指数は平成2年度を100とする。
2) 平成12年度までは旧宇奈月町分が含まれる。

被保護者世帯数及び被保護人員等の状況

(令和6年度、月平均)

区 分		入善町	朝日町	計	構成比 %		
被 保 護 世 帯 (停止中含む)		35	28	63			
被 保 護 人 員 (停止中含む)		37	30	67			
保 護 率 (停止中含む)		1.66	2.99	2.07			
世帯類型 (停止中含まず)	高 齢 者 世 帯	17	18	35	55.6		
	傷 病・障 害 者 世 帯	11	6	17	27.0		
	母 子 世 帯	1	-	1	1.6		
	そ の 他 世 帯	6	4	10	15.9		
	計	35	28	63	100.0		
扶 助 別 人 員	生 活 扶 助	33	27	60			
	住 宅 扶 助	25	17	42			
	教 育 扶 助	1	-	1			
	介 護 扶 助	7	5	12			
	医 療 扶 助	入 院	精 神	1		-	1
			そ の 他	-		1	1
			小 計	1		1	2
	入 院 外	精 神	精 神	8		5	13
			そ の 他	22		21	43
			小 計	30		26	56
	計	31	27	58			
医 療 扶 助 率	83.8	90.0	86.6				
そ の 他 扶 助	-	-	-				
(再掲)被 保 護 人 員	37	30	67				

※ 世帯類型の構成比は、世帯数の月平均の実数(小数点未満含む)で算出されたものである。

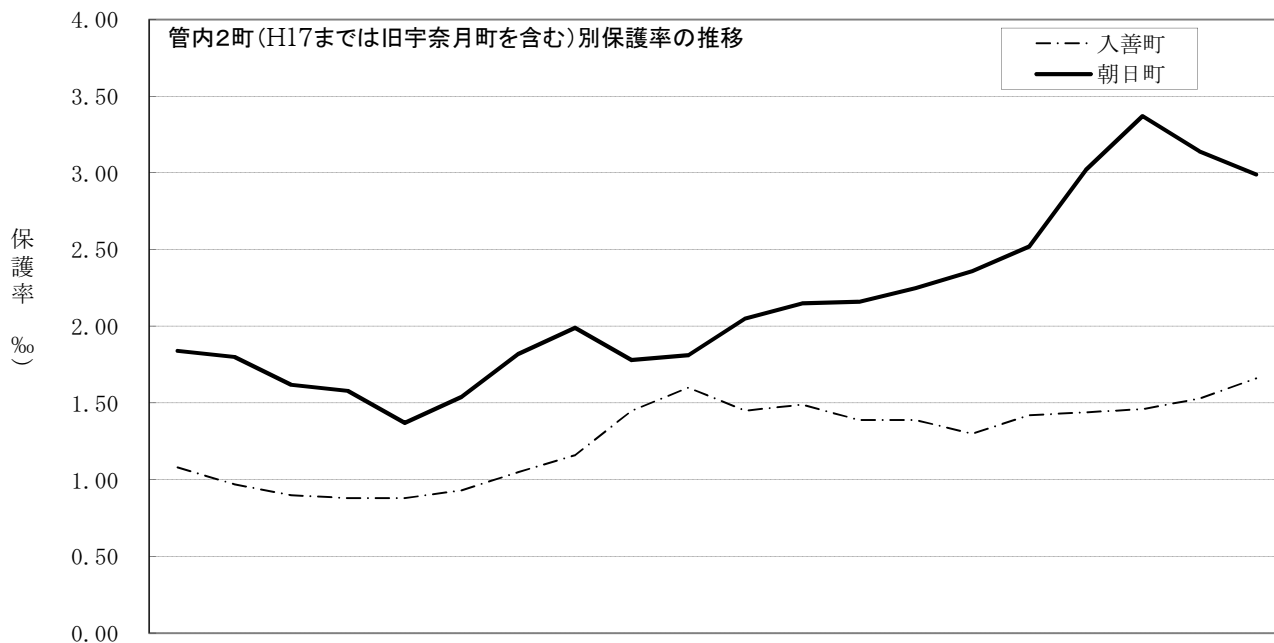
保護開始・廃止理由別世帯数

区 分		入善町	朝日町	計	構成比 %
開 始 理 由	世 帯 主 の 傷 病	1	3	4	57.1
	世 帯 員 の 傷 病	-	-	-	-
	働いていた者の死亡・離別・不在	-	-	-	-
	働きによる収入の減少・喪失	3	-	3	42.9
	貯金・年金等の減少・喪失	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-
計	4	3	7	100.0	
廃 止 理 由	世 帯 主 の 傷 病 治 癒	-	-	-	-
	世 帯 員 の 傷 病 治 癒	-	-	-	-
	死 亡・転 出・失 踪	2	1	3	100.0
	働きによる収入の増加・取得	-	-	-	-
	年金仕送り等の増加	-	-	-	-
	親類・縁者等の引き取り	-	-	-	-
	施 設 入 所	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-
計	2	1	3	100.0	

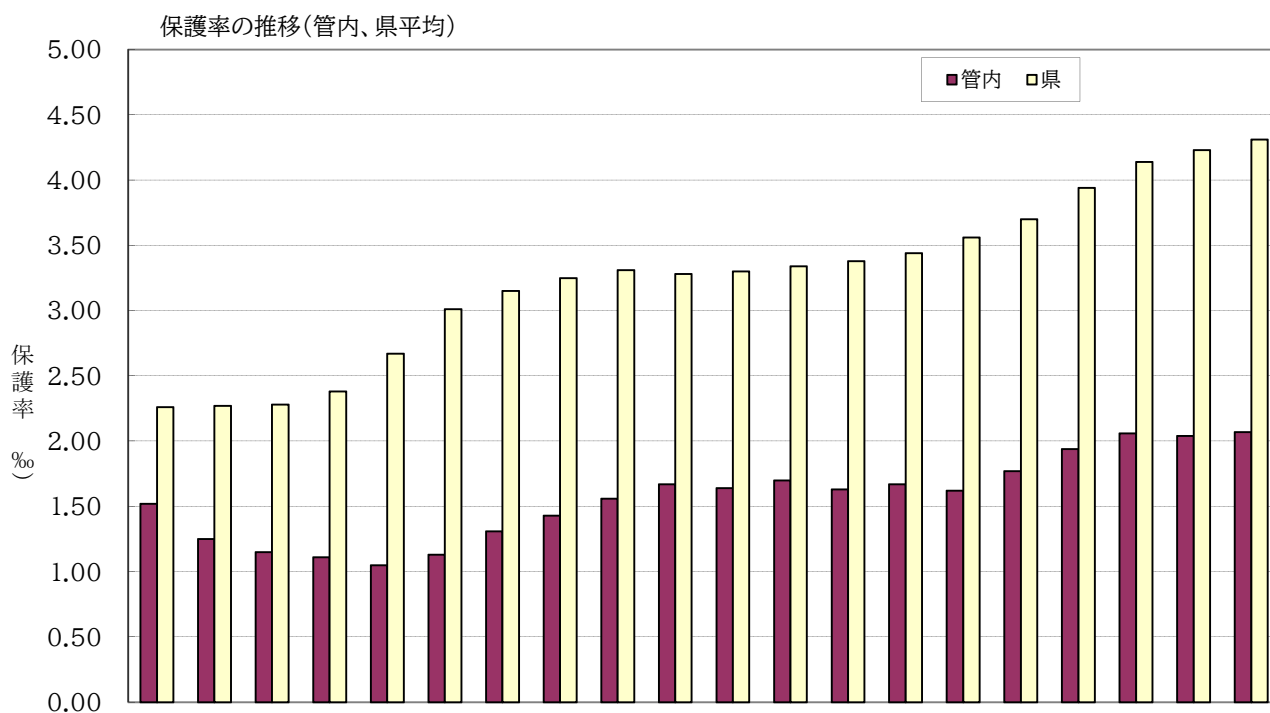
生活保護費の経理状況

区 分	扶助額(円)	構成比 %
生 活 扶 助	30,794,875	59.9
住 宅 扶 助	8,066,499	15.7
教 育 扶 助	68,092	0.1
医 療 扶 助	327,204	0.6
介 護 扶 助	30,800	0.1
葬 祭 扶 助	30,021	0.1
小 計	39,317,491	76.5
就 労 自 立 給 付 金	44,677	0.1
保 護 施 設 事 務 費 及 び 委 託 事 務 費	12,046,240	23.4
合 計	51,408,408	100.0

※ 本庁で支払う医療扶助費、介護扶助費を除く。



年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
(宇奈月町)	2.85																			
入善町	1.08	0.97	0.90	0.88	0.88	0.93	1.05	1.16	1.45	1.60	1.45	1.49	1.39	1.39	1.30	1.42	1.44	1.46	1.53	1.66
朝日町	1.84	1.80	1.62	1.58	1.37	1.54	1.82	1.99	1.78	1.81	2.05	2.15	2.16	2.25	2.36	2.52	3.02	3.37	3.14	2.99



年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
管内	1.52	1.25	1.15	1.11	1.05	1.13	1.31	1.43	1.56	1.67	1.64	1.70	1.63	1.67	1.62	1.77	1.94	2.06	2.04	2.07
県	2.26	2.27	2.28	2.38	2.67	3.01	3.15	3.25	3.31	3.28	3.30	3.34	3.38	3.44	3.56	3.70	3.94	4.14	4.23	4.31

3. 家庭児童相談室の相談状況

出生率の低下、核家族化や都市化の進行、女性の社会進出の増加などの諸状況の変化により、児童や家庭をとりまく生活環境が大きく変化しており、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりがますます重要となっている。

このような状況の中で、児童に関する様々な相談に対して、家庭児童相談員が関係機関と連携して助言・指導等を行っている。

家庭児童相談室の相談状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
性格・生活習慣等	—	—	—	2	—	1
知 能 ・ 言 語	—	—	—	—	—	—
学 校 生 活 等	—	—	3	—	—	—
非 行	15	—	1	—	—	—
家 族 関 係	—	1	1	—	1	—
環 境 福 祉	3	7	—	5	10	6
心 身 障 害	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
計	18	8	5	7	11	7

4. 母子寡婦及び父子福祉

母子家庭の多くは、家庭生活あるいは家庭環境の健全性がそこなわれやすく、精神的あるいは経済的に不安定な状況におかれていることから母子及び寡婦福祉資金の貸付や生活全般の相談指導を行い、母と子の経済的自立の助成、生活意欲の助長を図っている。

また、父子家庭の生活安定向上を図るため、父子家庭の相談指導も行っている。

母子父子寡婦福祉資金貸付状況

(単位:件、千円)

区 分	令和4年度						令和5年度						令和6年度					
	母子		父子		寡婦		母子		父子		寡婦		母子		父子		寡婦	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業継続資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
修学資金	1	336	—	—	—	—	1	756	—	—	—	—	1	852	—	—	—	—
技能習得資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
修業資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
住宅資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
就学支度資金	2	227	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	688	—	—	—	—
結婚資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	3	563	—	—	—	—	1	756	—	—	—	—	3	1,540	—	—	—	—

母子・父子自立支援員相談指導状況

件数等 相談指導事項		令和5年度						令和6年度						構成比 (%)	
		件数					相談回数	件数					相談回数		
		前年度からの繰越	新規相談件数	計	解決件数	翌年度への繰越		前年度からの繰越	新規相談件数	計	解決件数	翌年度への繰越			
生活一般	住 宅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	医療・健康	病 気	-	3	3	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-
		障 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	家庭紛争	夫等の暴力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		そ の 他	-	3	3	3	-	3	-	1	1	1	-	1	1.7
	就 労	求 職 ・ 転 職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		資 格 取 得 ・ 職 業 訓 練	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	1	1.7
		職 場 の 悩 み	-	1	1	1	-	1	-	1	1	1	-	1	1.7
		そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
結 婚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
養 育 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
借 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	-	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
小 計	-	8	8	8	-	8	-	3	3	3	-	3	5.2		
児童	養 育	保 育 所 入 所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		虐 待	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	教 育	-	1	1	1	-	1	-	3	3	3	-	3	5.2	
	非 行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	就 職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小 計	-	1	1	1	-	1	-	3	3	3	-	3	5.2		
経済的支援・援助	母子・父子福祉資金	貸 付	-	9	9	9	-	11	-	13	13	12	1	16	27.6
		償 還	4	8	12	8	4	45	2	12	14	11	3	35	60.3
	寡婦福祉資金	貸 付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		償 還	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公 的 年 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	児 童 扶 養 手 当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生 活 保 護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	1	1.7	
小 計	4	17	21	17	4	56	2	26	28	24	4	52	89.7		
その他	売店設置(法第25条)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	たばこ販売(法第26条)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	母子世帯向公営住宅(法第27条)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	母子福祉施設の利用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	母子生活支援施設(児童福祉法第38条)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	4	26	30	26	4	65	2	32	34	30	4	58	100		

5. 障害者の福祉

障害者に関する施策の実施主体は、住民に最も身近な行政機関である市町村へ権限委譲され、現在は、管内の町との連絡調整及び在宅の精神又は身体に重度の障害(日常生活において常時(特別の)介護を必要とする)を有する者(児)に特別障害者手当等の支給を行い、身体障害者の福祉向上を図っている。

特別障害者手当等受給者状況

(令和6年度)

区 分	特別障害者手当				障害児福祉手当				経過的福祉手当		
	受給者数 (人)	支給額 (円)	認定 (転入) (人)	喪失 (転出) (人)	受給者数 (人)	支給額 (円)	認定 (転入) (人)	喪失 (転出) (人)	受給者数 (人)	支給額 (円)	喪失 (人)
入善町	12	4,361,320	-	1	2	374,680	-	-	1	187,340	-
朝日町	8	2,754,880	-	-	1	187,340	-	-	-	-	-
計	20	7,116,200	-	1	3	562,020	-	-	1	187,340	-

6. 生活困窮者自立支援

(1)住居確保給付金

離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅支援給付を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行っている。

住宅支援支給状況

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	受給者数 (人)	支給額 (円)	受給者数 (人)	支給額 (円)	受給者数 (人)	支給額 (円)	受給者数 (人)	支給額 (円)
入善町	3	227,000	-	-	-	-	-	-
朝日町	1	116,900	1	20,800	-	-	-	-
計	4	343,900	1	20,800	-	-	-	-

(2)一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において、日常生活を営むのに必要な便宜を供与している。

一時生活支援金支給状況

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	受給者数 (人)	支給額 (円)	受給者数 (人)	支給額 (円)	受給者数 (人)	支給額 (円)	受給者数 (人)	支給額 (円)
入善町	－	－	－	－	1	137,500	－	－
朝日町	－	－	－	－	－	－	－	－
計	－	－	－	－	1	137,500	－	－